

納税 と 課税証明書の発行 について

○市民税・道民税の申告

1月1日現在、市内に住所があり一定以上の所得がある場合は、前年度の所得に応じて、市民税・道民税を納めなければいけません。

年4回に分けて税金を納めます。納税回数の相談も可能です。

○課税（所得）証明書の発行について

場所：釧路市役所 3階 市民税課

阿寒行政センターまたは音別行政センター

必要なもの：印鑑（※印鑑がないときは外国人登録証）

手数料450円/枚

○課税証明書が必要な場合（例）

被扶養者認定、健康保険加入、年金申請、国民年金保険料免除申請、

医療費助成、高額療養費申請

【釧路市市民税課 0154-31-4514】

【釧路市阿寒行政センター 市民課 0154-66-2121】

【釧路市音別行政センター 市民課 01547-6-2231】